

第3号議案 定款改訂の件

今後の業務を見据えての理事の増員および特別参与制度創設のため、以下のように定款を変更したい。

旧	新	備考
第30条 この法人に次の役員を置く。 理事 15名以上25名以内 監事 2名以内	第30条 この法人に次の役員を置く。 理事 15名以上27名以内 監事 2名以内	
第8章 委員会→委員会・特別参与	第8章 委員会・特別参与	
なし	(特別参与) 第58条 この法人に、学会運営をより円滑にするために、必要に応じて特別参与を置くことができる。 2 特別参与は、会長が指名する。 3 特別参与の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。	この変更に伴い現行の第58条以降について、条番号を一つずつずらす。